

令和4年2月21日

保護者様

愛知県立豊橋商業高等学校長
白井 由美子

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の判断基準の変更について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、県内では新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制のため、令和4年2月14日から「愛知県まん延防止等重点措置」が延長されているところです。本校では、今後も校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、何卒よろしくお願ひします。

さて、令和4年2月17日に、県教育委員会はこれまでの臨時休業の判断基準を変更しました。休業期間が土日祝日を含む5日程度としていたものを3日程度とし、また感染者が複数判明した場合に学級閉鎖としていたものを3人以上とするなど、学校教育活動の継続を考慮した変更となっております。

本校においても、関係保健所及び県教育委員会と連携し、下記の基準に基づいて学級閉鎖、学年閉鎖又は学校全体の臨時休業を実施してまいります。学校における感染拡大リスクをできる限り低減するため、ご家庭においてはこれまで以上に健康観察を徹底していただき、発熱や倦怠感、喉の違和感など、生徒の体調が普段と少しでも異なる場合には生徒の登校を控えていただくよう、お願いいたします。

なお、下記の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても臨時休業は実施しない場合もあることを、改めて確認させていただきます。

また、濃厚接触者を特定したり、臨時休業の要否に係る判断をしたりするための作業として、陽性が判明した児童生徒に対する聞き取りは、保健所に協力して学校が直接行う場合がありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ等は、教頭までご連絡ください。

記

臨時休業の判断基準（令和4年2月17日変更）

愛知県教育委員会

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝日を含めた3日程度を目安）

- 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 感染者が3名以上判明した場合
 - ② 感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合
 - ④ その他、設置者が必要と判断した場合

【一部臨時休業（学年閉鎖）】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

担当（教頭） 峯田、佐羽尾

電話（0532）52-2256